

ニ其キ人等見解未ク報告セラルル一俟解雇雇員
一日承認レテ才ニ次解雇雇員中数名復職後
於ケル会社ノ処置ニ疑念ヲ懐ク者アリ寧ラハ此際
解雇スヘシト一意見ヲ打エルモノアリ結局ハ此際
ニ一任スルヲトナレリ 於此ニ切命書發シ再一被ノ令見
テ申上レニ廿四日ト指三年集積簿署ニ両者令見シ
人ニカシ度キヨク亦ニ次解雇雇員ト大部カニ復職
希望ナルニ数名既ニ会社ヲ不良公子ヲ以テ目
セラレ居レバ今復職スルモ悔意不安ニ是地任ニ
ウヲ以テ不次解雇雇員ノ手前ニ支給セバ解職
スル志ヲ有エリ述ヘ交渉スル所アリ会社ノ人等
復職セシムヘク復職ノ旨セサル者ハ勝手ノ行動ヲ
執ルヘシニ對シテ手前ニ給スル能ハスト是ハハ交渉

復職セシムルノ得業ニマラスト注意スル所アリ
社ヲ一ヶ月分由身又何人トシテ一ヶ月分初春ニ
ケリ分ハ手前支給返職セシムコトニ斯合ヒ
廿五日午三時三十分手前在受授ノトニ決シ左
五時令見ヲ終リ本年歳ハ此ニ全ク解決ナリ
ヤウリ

退テ復職ノ旨セズ退職シタルハ國井次郎外五
名ナリ

布施并復士ノ前約ニヨリ廿五日午三時解
雇職工渡辺満三外四名ヲ伴ヒ会社ニ出頭シ解雇
手前受授ナリト全解雇者(廿人)ノ未結心理品
工賃十三日ノ会社ハ五十圓ヲ支給セリ